

マルヨシセンター高瀬店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年10月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年6月5日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヨシセンター高瀬店 三豊市高瀬町下勝間字加茂向1647番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により三豊市から聴取した意見の概要
該当なし
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
三豊市商工会
 - (2) 意見の概要
 - ・騒音に対する配慮に努めること。
 - ・青少年の健全育成に対する配慮に努めること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市経済部商工観光課
縦覧期間	平成20年10月14日（火曜日）から同年11月14日（金曜日）まで